

鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部

『鎌倉女子大学研究倫理規程』

(目的)

第1条 本規程は、鎌倉女子大学、鎌倉女子大学大学院及び鎌倉女子大学短期大学部（以下「本学」という）において研究を遂行する上で求められる研究者の倫理的基準を定め、これを基本的規範とするとともに、人間及び動物を対象とした研究のうち、倫理上の問題が生じるおそれのある研究（以下「特定研究」という）及びこれらの研究結果の発表（本規程第2条第1項第3号で定義する）を行う場合の留意事項及び手続き等を定め、もって研究対象者及びその関係者の人権を尊重し、研究対象動物の生命のできる限りの尊重を図り、本学における研究の円滑な推進に資することを目的とする。併せて、研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止を行い、公正な研究活動の推進を図る。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号の通りとする。

- (1) 「研究」とは、研究の立案、実施、成果の発表、研究終了後の管理に係わる全ての活動を含む。
- (2) 「研究者」とは、本学の専任教員及び本学の規程に基づき受け入れた外部からの研究員をいう。また、学生であっても、研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。
- (3) 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見を公表する全ての行為を含むものとする。
- (4) 「研究活動上の不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、及び濫用をいう。また、研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

(研究の基本)

第3条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客觀性を歪めることがあってはならない。

- 2 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令及び告示等並びに本学の諸規程を遵守しなければならない。
- 4 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

(学長の承認、研究倫理委員会及び倫理審査)

第4条 研究者は、特定研究を行うにあたっては、これについて、学長の承認を得なければならぬ。

- 2 本学に鎌倉女子大学研究倫理委員会（以下「委員会」という）を置き、学長の承認は、委員会の議決を経て行うものとする。
- 3 委員会の構成及び運営並びに倫理審査手続き等に関しては、別に定める。

(研究活動上の不正行為の防止及び対応のための体制)

第5条 本学における研究活動上の不正行為の防止のために研究倫理推進部会（以下「部会」という）を置き、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

- 2 部会の構成及び職務等に関しては、別に定める。

(研究者の姿勢と責務)

第6条 研究者は、社会が共有すべき科学的知見の生産活動に携わることに誇りを持ち、自らの

専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

- 2 研究者は、他の国、地域及び組織等の研究活動における、文化・習慣・規律の理解と尊重に努めなければならない。
- 3 研究者は、共に研究を進める研究者間において、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。
- 4 研究者は、研究協力者、研究支援者及び研究上のデータ提供者等に対しては、誠意をもって接しなければならない。
- 5 研究者は、動物実験においては、生命を用いて実験を行っていることを常に意識し、実験動物の命をできる限り尊重し、愛情と感謝の気持ちをもって接しなければならない。
- 6 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を被らないよう十分な配慮をしなければならない。
- 7 研究者は、個人の属性や思想信条による差別をしてはならず、また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- 8 研究者は、自己の研究計画について、わかり易く、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- 9 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。
- 10 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による研究活動上の不正行為の防止に努めなければならない。
- 11 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 12 研究者は、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を、法令、関連省庁のガイドライン、学会等の指針及び本学の規程等に従い一定期間適切に保存・管理しなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

第7条 研究者は、科学的且つ一般的に妥当な方法及び手段で、研究のための資料・情報・データ等を収集しなければならない。

- 2 研究者が、研究のために資料・情報・データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(説明責任と提供者の同意)

第8条 研究者が、人間の行動、環境及び心身等に関する個人の情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対し、その目的、収集方法及び発表方法等についてわかり易く説明し、提供者の同意を得なければならない。

- 2 組織及び団体等から、当該組織及び団体等に関する資料・情報・データ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料・情報・データ等で個人を特定できるものは、これを他に洩らさないようにするとともに、法令、関連省庁のガイドライン、学会等の指針及び本学の個人情報に係る規程等に従い、厳重に管理しなければならない。

(情報・データ等の管理及び開示)

第10条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等の滅失、漏洩及び研究活動上の研究不正行為等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、法令、関係省庁のガイドライン、学会等の指針及び本学の規程等に従い、実験・観察記録ノート、研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等を一定期間適切に保存・

管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(機器及び薬品・材料等の安全管理)

第11条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係する本学の取扱規程及び要領、並びに法令、関係省庁のガイドライン及び学会等の指針等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた廃棄物及び使用済みの材料等について、責任をもってその最終処理を適切にしなければならない。

(研究成果発表の規準)

第12条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、発表するよう努めなければならない。但し、知的財産権の取得及びその他合理的理由のため発表に制約のある場合は、その合理的期間内において発表しないことができる。

2 研究者は、研究成果の発表にあたり、他者の知的財産権の侵害、並びに不適切な引用及び引用の不備、並びに誇大な表現及び誤解を招く表現をしてはならない。

3 研究者は、研究成果の発表にあたり、捏造、改ざん及び盗用等研究活動上の不正な行為をしてはならない。

(研究費の適正使用)

第13条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金及び寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなくてはならない。

2 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令、当該研究費の使用規程及び本学における研究費使用に関する規程等を遵守しなければならない。

3 研究者は、自らの研究活動にあたって、利益相反の発生に充分な注意を払い、万一かかる状況が発生する場合は、本学の規程に基づき適切に対処するものとする。また、外部資金による研究成果の発表の際は、原則外部資金の出所を明記する。

(他者の業績評価)

第14条 研究者が、レフリー、論文査読及び審査委員等の委嘱を受けて他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対し予断を持つことなく、評価基準及び審査要綱等に従い、誠意を持って評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならず、当該業績に関する秘密を保持しなければならない。

(本学の責務)

第15条 本学は、本規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対し、本学『就業規則』及び『研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程』に照らし適切な措置を講じるものとする。

2 本学は、研究に関して、不正行為の通報並びに不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情及び相談等に対応するものとする。

(改廃)

第16条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

本規程は、平成23年4月1日から制定・施行する。

- 2 本規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改定・施行する。
- 3 本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改定・施行する。
- 4 本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改定・施行する。